

別表1

## 清水町文化会館基本使用料、暖房使用料

区分		1 基本使用料 / 下段 (3割の金額)				3 冷暖房使用料
		午前	午後	夜間	全日	1 時間あたり
		9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~22時	
大ホール 606.60㎡	平日	14,430円 (4,329円)	19,240円 (5,772円)	24,050円 (7,215円)	48,100円	1,570円
	土・日・祝日	17,310円 (5,193円)	23,080円 (6,924円)	28,860円 (8,658円)	57,720円	
一階	ホワイエ 417.26㎡	9,880円 (2,964円)	13,130円 (3,939円)	16,510円 (4,953円)	33,020円	1,050円
	楽屋1 66.85㎡	1,580円 (474円)	2,110円 (633円)	2,650円 (795円)	5,300円	210円
	楽屋2 37.55㎡	880円 (264円)	1,180円 (354円)	1,480円 (444円)	2,970円	210円
	展示室 59.07㎡	1,400円 (420円)	1,870円 (561円)	2,340円 (702円)	4,680円	210円
	シャワー室1	110円 (33円)	150円 (45円)	200円 (60円)	410円	50円
	シャワー室2	110円 (33円)	150円 (45円)	200円 (60円)	410円	50円
	主催者事務室	200円 (60円)	280円 (84円)	360円 (108円)	720円	50円
	楽屋事務室	90円 (27円)	130円 (39円)	150円 (45円)	320円	50円
二階	ホワイエ 74.05㎡	1,750円 (525円)	2,340円 (702円)	2,930円 (879円)	5,870円	210円
区分		1 時間あたり				1 時間あたり
二階	練習室1 94.98㎡	820円				210円
	練習室2 57.97㎡	500円				210円
	練習室3 100.12㎡	860円				冷暖房 210円

別表1の3 備考 1 冷房期間は、5月15日から10月15日までの間とする。

2 暖房使用期間は、11月1日から4月30日までの間とする。

3 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。

【備考】

【追記】

1 商品の宣伝、展示、即売等として使用する場で、次の各号に該当する場合の使用料は、基本使用料に次の割合を加えた額とする。(1) 清水町内業者 5割 (2) 清水町外業者 10割

【1 基本使用料×1.5~2、 2 付属設備使用料×1、 3 暖房使用料×1 の合計】下記2も同

2 入場料等を徴収する場合で、次の各号に該当する場合の使用料は、基本使用料に次の割合を加えた額とする。(1) 1,001円以上2,000円以下 5割 (2) 2,001円以上 10割

3 入場料等の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として使用料を算定する。

4 使用目的の練習、準備等のため使用する場合の使用料は、当該時間区分にかかる基本使用料の3割に相当する額とする。【1 基本使用料×0.3、 2 付属設備使用料×0.3、 3 暖房使用料×1 の合計】

5 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の使用料は、それぞれの使用料の合算した額とする。

6 時間区分による部屋の使用時間を超過した場合の使用料は、超過時間1時間(1時間未満の場合は、1時間とする。)につき、超過時間の属する時間区分(超過時間が時間区分に属さないときは、その直後の時間区分)の基本使用料の3割に相当する額とする。

※例【10時~13時 1 基本使用料 午前+(午後×0.3×H)、2 付属設備使用料 午前+(1×0.3×H)、3 暖房使用料 H×1】

【12時~15時 1 基本使用料 (午後×0.3×H)+午後、2 付属設備使用料 (1×0.3×H)+午後、3 暖房使用料 H×1】

7 前号にかかわらず、午後10時以降にわたる超過時間については、夜間の基本使用料を基準とする。

## 2 付属設備使用料(料金表 別途)

【備考】

1 使用料は、基本使用料に定める午前、午後又は夜間をもつて1回とし算定する。

2 持込器具電気使用容量に端数が生じた場合は、1KWとする。

3 練習、準備等のため使用する場合及び超過時間の場合の使用料の加算については、基本使用料の備考に掲げる例による。

3 暖房使用料(料金表 上記左側)(施行規則第2条の2)冷房を使用できる部屋は、練習室3とする。

別表2 清水町文化会館基本使用料、暖房使用料

区分		1 基本使用料 / 下段(3割の金額)				2 暖房使用料
		午前	午後	夜間	全日	1時間あたり
		9時~12時	13時~17時	18時~22時	9時~22時	
大ホール 606.60㎡	平日	2,160円 (648円)	2,880円 (864円)	3,600円 (1080円)	7,210円	230円
	土・日・祝日	2,590円 (777円)	3,460円 (1038円)	4,320円 (1296円)	8,650円	
一階	ホワイエ 417.26㎡	1,480円 (444円)	1,960円 (588円)	2,470円 (741円)	4,950円	150円
	楽屋1 66.85㎡	230円 (69円)	310円 (93円)	390円 (117円)	790円	50円
	楽屋2 37.55㎡	130円 (39円)	170円 (51円)	220円 (66円)	440円	50円
	展示室 59.07㎡	210円 (63円)	280円 (84円)	350円 (105円)	700円	50円
	シャワー室1 5.30㎡	50円 (15円)	50円 (15円)	50円 (15円)	60円	50円
	シャワー室2 5.30㎡	50円 (15円)	50円 (15円)	50円 (15円)	60円	50円
	主催者事務室 9.17㎡	50円 (15円)	50円 (15円)	50円 (15円)	100円	50円
	楽屋事務室 4.19㎡	50円 (15円)	50円 (15円)	50円 (15円)	50円	50円
二階ホワイエ 74.05㎡	260円 (78円)	350円 (105円)	430円 (129円)	880円	50円	
区分		1時間あたり				
二階	練習室1 94.98㎡	120円				50円
	練習室2 57.97㎡	70円				50円
	練習室3 100.12㎡	120円				冷暖房 50円

別表2の2 備考 1 冷房期間は、5月15日から10月15日までの間とする。  
2 暖房使用期間は、11月1日から4月30日までの間とする。  
3 使用時間に端数が生じた場合は、1時間とする。

**備考**

1 入場料等を徴収する場合で、その最高額が1,001円以上の場合の使用料は、別表1を適用する。

【別表1の1基本使用料、2付属設備使用料、別表1の3暖房使用料の合計】

2 使用目的の練習、準備等のため使用する場合の使用料は、当該時間区分に係る基本使用料の3割の額に相当する額とする。  
【1基本使用料×0.3、2付属設備使用料×0.3、3暖房使用料×1の合計】

3 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の使用料は、それぞれの使用料の合算した額とする。

4 時間区分による部屋の使用時間を超過した場合の使用料は、超過時間1時間(1時間未満の場合は、1時間とする。)につき、超過時間の属する時間区分(超過時間が時間区分に属さないときは、その直後の時間区分)の基本使用料の3割に相当する額とする。

※例【10時~13時 1基本使用料 午前+(午後×0.3×H)、2付属設備使用料 午前+(1×0.3×H)、3暖房使用料 H×1】  
【12時~15時 1基本使用料 (午後×0.3×H)+午後、2付属設備使用料 (1×0.3×H)+午後、3暖房使用料 H×1】

5 前号にかかわらず、午後10時以降にわたる超過時間については、夜間の基本使用料を基準とする。

2 暖房使用料(料金表 上記左側)(施行規則第2条の2)冷房を使用できる部屋は、練習室3とする。

# 清水町文化会館減免基準

## 文化会館条例 【追記】

(使用料)

**第7条** 第5条第1項により文化会館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表1に定める額により算定した合計額を納めなければならない。

【別表1の1基本使用料、2付属設備使用料、3暖房使用料の合計】

ただし、使用者が、別に定める**学校教育、社会教育及び社会福祉関係団体の場合は、別表2に定める額**により算定した額及び**別表1の2付属設備使用料に定める額**により算定した額の合計額を納めなければならない。

【別表2の1基本使用料、2暖房使用料、別表1の2付属設備使用料の合計】

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

**第8条** 町長は特に必要と認めるときは、前条の使用料を**別に定めるところ**により減免することができる。

## 条例施行規則 【追記】

(使用料)

**第5条** 使用料は使用許可書交付の際納入するものとする。

2 条例第7条第1項ただし書に規定する団体は、館長が別に定める。

3 条例第7条第2項ただし書の規定により使用料を後納できる者は、国、地方公共団体及び相当の理由があると認められる者とする。

4 前項の規定により使用料を後納しようとする者は、その旨を使用許可申請書に明記し館長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

**第6条** 条例第8条により使用料の減免を受けようとする者は、清水町文化会館使用料減免申請書を館長に提出しなければならない。

2 館長は使用料の減免の可否を決定したときは、清水町文化会館使用料減免決定通知書を申請者に交付する。

3 使用料の減免基準は、**別表**のとおりとする。

【使用料とは、基本使用料、暖房使用料、付属設備使用料】

### 別表(第6条関係) 減免基準

区分	減免割合	
町及び教育委員会が主催又は共催する行事等	10割	
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【基本使用料、暖房使用料、付属設備使用料は免除】</span>		
学校教育、社会教育、社会福祉関係団体が主催する行事等で	入場料が無料の場合	付属設備使用料は10割
	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【基本使用料、暖房使用料は別表2の額】</span>	
	入場料が1円～500円以下の場合	付属設備使用料の5割を減額
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【基本使用料、暖房使用料は別表2の額】</span>		
町内会及び農事組が主催する行事等	10割	
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【基本使用料、暖房使用料、付属設備使用料は免除】</span>		
その他館長が特別の事由があると認めた場合	10割以内	